令和８年第４回区議会定例会

議案説明資料
（追加提案分②）

（議案第１０７号）

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

＜改正の趣旨＞

本年１０月１３日、特別区人事委員会は、各特別区の議会及び区長に対して、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行ったところである。

勧告の内容は、職員の給与が民間従業員の給与を１５，１２６円、率で３．７２％下回っていることから、公民較差を解消するため、職員の給料表を改定するとともに、特別給については、民間の支給状況を勘案し、年間の支給月数を０．１月引き上げ、５．０月とするものである。

区では、こうした状況を踏まえて、本年１０月２７日に区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料並びに区議会議員の議員報酬の額等について、特別職報酬等審議会に諮問したところ、同年１１月２０日に答申がなされた。

答申の内容は、区の財政状況及び特別区人事委員会の勧告の内容等を総合的に勘案した結果、区長等の給料月額及び議員報酬月額については、一般の職員の給料月額の改定率が級及び号給ごとに異なることを踏まえ、部長級の職員と同水準となる３．９％の改定率が妥当であり、期末手当については、その年間の支給月数を０．１月の引き上げとすることも特段問題がない、とするものである。

区では、この答申を受け、検討した結果、区長等の給与及び議員報酬等を答申どおり改定することとした。

このことに伴い、区長等の給与を改定する等の必要があるため、この条例案を提出する。

なお、関連する４件の条例の改正を条建てで行うとともに、同じ条項を異なる施行期日において改正する必要があることから、８条建てとする。

＜改正の概要＞

１　区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料月額並びに区議会議員の議員報酬月額を３．９％引き上げることとする。（杉並区長等の給与等に関する条例別表、杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例別表、杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関

する条例第２条及び杉並区監査委員の給与等に関する条例第２条）

２　区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の期末手当の年間の支給月数を０．１月引き上げ、４．３８月とするとともに、区議会議員の期末手当の年間の支給月数を０．１月引き上げ、４．１３月とすることとする。（杉並区長等の給与等に関する条例第５条、杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第８条、杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第８条及び杉並区監査委員の給与等に関する条例第４条）

＜実施の時期等＞

１　令和８年１２月１１日から施行する。ただし、第２条、第４条、第６条及び第８条による期末手当に係る改正は、令和９年４月１日から施行する。（附則第１項）

２　第１条、第３条、第５条及び第７条による改正後の給料及び議員報酬に係る規定は令和８年１１月１日から、期末手当に係る規定は同年１２月１日から適用する。（附則第２項）

３　必要な経過措置を定める。（附則第３項）

【問合せ先】

職員厚生担当　内線１５２１

教育総務課　　内線１６０１

（議案第１０８号）

杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

＜改正の趣旨＞

本年１０月１３日、特別区人事委員会は、各特別区の議会及び区長に対して、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行ったところである。

勧告の内容は、職員の給与が民間従業員の給与を１５，１２６円、率で３．７２％下回っていることから、公民較差を解消するため、職員の給料表を改定するとともに、特別給については、民間の支給状況を勘案し、年間の支給月数を０．１月引き上げ、５．０月とした上で、この支給月数の引上げ分については、民間の状況等を考慮し、期末手当及び勤勉手当に均等に配分すること等とするものである。

特別区においては、この勧告の取扱いについて、慎重に検討を進めた結果、勧告の内容を実施することとした。

このことに伴い、本区においても、職員の給与を改定する必要があるため、この条例案を提出する。

なお、同じ条項を異なる施行期日において改正する必要があることから、２条建てとする。

＜改正の概要＞

１　医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の月額を引き上げることとする。（第１１条）

２　宿日直手当の支給額の上限を引き上げることとする。（第２４条）

３　職員及び管理職員の期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数をそれぞれ０．０５月引き上げ、年間の特別給を５．０月とするとともに、定年前再任用短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務管理職員の期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数をそれぞれ０．０２５月引き上げ、年間の特別給を２．６５月とすることとする。（第２９条及び第３０条）

４　行政職給料表及び医療職給料表を改定し、給料月額を引き上げることとする。（別表第１及び別表第２）

＜実施の時期等＞

１　令和８年１２月１１日から施行する。ただし、第２条による期末手当及び勤勉手当並びに医療職給料表（一）に係る改正は、令和９年４月１日から施行する。（附則第１項）

２　第１条による改正後の初任給調整手当及び宿日直手当並びに給料表に係る規定は令和８年４月１日から、期末手当及び勤勉手当に係る規定は同年１２月１日から適用する。（附則第２項）

３　必要な経過措置を定める。（附則第３項から第１１項まで）

【問合せ先】

職員厚生担当　内線１５２１

（議案第１０９号）

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

＜改正の趣旨＞

会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当については、常勤職員との権衡等を踏まえて定めることが適当であるとされているところ、特別区においては、常勤職員と同じ支給月数の期末手当及び勤勉手当を支給することとしている。

本年１０月１３日、特別区人事委員会は、各特別区の議会及び区長に対して、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行ったところである。

勧告の内容は、民間の支給状況を勘案し、常勤職員の特別給の年間の支給月数を０．１月引き上げ、５．０月とした上で、この支給月数の引上げ分については、民間の状況等を考慮し、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとするものである。

特別区においては、この勧告の取扱いについて、慎重に検討を進めた結果、勧告の内容を実施することとし、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数についても、常勤職員と同様に引き上げることとした。

このことに伴い、本区においても、会計年度任用職員の給与を改定する必要があるため、この条例案を提出する。

なお、同じ条項を異なる施行期日において改正する必要があることから、２条建てとする。

＜改正の概要＞

会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数をそれぞれ０．０５月引き上げ、年間の特別給を５．０月とすることとする。（第１６条、第１６条の２、第３０条及び第３０条の２）

＜実施の時期等＞

１　令和８年１２月１１日から施行する。ただし、第２条による期末手当及び勤勉手当に係る改正は、令和９年４月１日から施行する。（附則第１項）

２　第１条による改正後の期末手当及び勤勉手当に係る規定は、令和８年１２月１日から適用する。（附則第２項）

３　必要な経過措置を定める。（附則第３項）

【問合せ先】

職員厚生担当　内線１５２１

（議案第１１０号）

杉並区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

＜改正の趣旨＞

本年１０月１３日、特別区人事委員会は、各特別区の議会及び区長に対して、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行ったところである。

勧告の内容は、職員の給与が民間従業員の給与を１５，１２６円、率で３．７２％下回っていることから、公民較差を解消するため、職員の給料表を改定するとともに、特定任期付職員の特別給については、民間の支給状況を勘案し、年間の支給月数を０．０５月引き上げ、３．９５月とした上で、この支給月数の引上げ分については、民間の状況等を考慮し、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとするものである。

特別区においては、この勧告の取扱いについて、慎重に検討を進めた結果、勧告の内容を実施することとした。

このことに伴い、本区においても、特定任期付職員の給与を改定する必要があるため、この条例案を提出する。

なお、同じ条項を異なる施行期日において改正する必要があることから、２条建てとする。

＜改正の概要＞

１　特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数をそれぞれ０．０２５月引き上げ、年間の特別給を３．９５月とすることとする。（第５条）

２　特定任期付職員給料表を改定し、給料月額を引き上げることとする。（別表第１）

＜実施の時期等＞

１　令和８年１２月１１日から施行する。ただし、第２条による改正は、令和９年４月１日から施行する。（附則第１項）

２　第１条による改正後の特定任期付職員給料表に係る規定は令和８年４月

１日から、期末手当及び勤勉手当に係る規定は同年１２月１日から適用する。（附則第２項）

３　必要な経過措置を定める。（附則第３項及び第４項）

【問合せ先】

職員厚生担当　内線１５２１

（議案第１１１号）

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

＜改正の趣旨＞

本年１０月１３日、特別区人事委員会は、各特別区の議会及び区長に対して、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行ったところである。

勧告の内容は、職員の給与が民間従業員の給与を１５，１２６円、率で３．７２％下回っていることから、公民較差を解消するため、職員の給料表を改定するとともに、特別給については、民間の支給状況を勘案し、年間の支給月数を０．１月引き上げ、５．０月とした上で、この支給月数の引上げ分については、民間の状況等を考慮し、期末手当及び勤勉手当に均等に配分すること等とするものである。

特別区においては、この勧告の取扱いについて、慎重に検討を進めた結果、勧告の内容を実施することとした。

このことに伴い、一般の職員の給与改定と同様に、幼稚園教育職員の給与を改定する必要があるため、この条例案を提出する。

なお、同じ条項を異なる施行期日において改正する必要があることから、２条建てとする。

＜改正の概要＞

１　職員及び管理職員の期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数をそれぞれ０．０５月引き上げ、年間の特別給を５．０月とするとともに、定年前再任用短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務管理職員の期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数をそれぞれ０．０２５月引き上げ、年間の特別給を２．６５月とすることとする。（第２７条及び第３０条）

２　幼稚園教育職員給料表を改定し、給料月額を引き上げることとする。（別表第１）

＜実施の時期等＞

１　令和８年１２月１１日から施行する。ただし、第２条による期末手当及び勤勉手当に係る改正は令和９年４月１日から施行する。（附則第１項）

２　第１条による改正後の幼稚園教育職員給料表に係る規定は令和８年４月１日から、期末手当及び勤勉手当に係る規定は同年１２月１日から適用する。（附則第２項）

３　必要な経過措置を定める。（附則第３項から第６項まで）

【問合せ先】
教育人事・指導課　内線１６５１

（議案第１１２号）

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

＜改正の趣旨＞

特別区人事委員会により「職員の給与等に関する報告及び勧告」が行われ、職員の特別給について、年間の支給月数を０．１月引き上げ、引上げ分については、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとされたほか、区費負担の学校教育職員に適用される給与制度は、東京都の教育職員との均衡を考慮して、改定等を行うことが適当であるとされたところである。

東京都の教育職員の給与については、本年１０月１６日に、東京都人事委員会から都知事等に対し報告及び勧告が行われ、その内容は、職員の給与が民間従業員の給与を１４，２０９円、率で３．３０％下回っていることから、公民較差を解消するため、職員の給料表を改定するものであった。

区では、これらのことを踏まえ、慎重に検討を進めた結果、勧告の内容を実施することとした。

このことに伴い、学校教育職員の給与を改定する必要があるため、この条例案を提出する。

なお、同じ条項を異なる施行期日において改正する必要があることから、２条建てとする。

＜改正の概要＞

１　職員及び管理職員の期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数をそれぞれ０．０５月引き上げ、年間の特別給を５．０月とするとともに、定年前再任用短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務管理職員の期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数をそれぞれ０．０２５月引き上げ、年間の特別給を２．６５月とすることとする。（第２９条及び第３２条）

２　学校教育職員給料表を改定し、給料月額を引き上げることとする。（別表第２）

＜実施の時期等＞

１　令和８年１２月１１日から施行する。ただし、第２条による期末手当及び

勤勉手当に係る改正は令和９年４月１日から施行する。（附則第１項）

２　第１条による改正後の学校教育職員給料表に係る規定は令和８年４月１日から、期末手当及び勤勉手当に係る規定は同年１２月１日から適用する。（附則第２項）

３　必要な経過措置を定める。（附則第３項から第６項まで）

【問合せ先】

教育人事・指導課　内線１６５１

（議案第１１３号）

令和８年度杉並区一般会計補正予算（第５号）

今回の補正予算は、特別職報酬等審議会の答申及び特別区人事委員会勧告に伴う区職員の給与等の改定により不足が見込まれる人件費等について、追加の経費を計上するものです。

財源は財源保留を活用します。

【概要】

補正事業　３事業　　２０９，０８９千円

【歳出予算】

○区議会議員報酬	９，０８９千円
○総務職員人件費	７３，０００千円
○保健福祉職員人件費	１２７，０００千円

【歳入予算】

○特別区税	２０９，０８９千円